

## 当機構教員による公的研究費の不正使用について

### 1 経緯・概要

平成31年2月、国立極地研究所教員（以下、「当該教員」という。）の出張書類を処理する過程において、航空機使用にかかる証憑書類（領収書及び搭乗券）に疑義を抱いた事務職員が、上司に報告したことから発覚し、情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）本部に申立書が提出された。

これを受け、予備調査を行った結果、証憑書類（領収書及び搭乗券）の偽造による旅費の不正受給が行われた可能性が高いことが確認されたため、本調査委員会を設置し、本調査を実施した。

### 2 調査

#### (1) 調査体制

本調査委員会の委員構成

- [機構内委員] 坂口 広志 理事・事務局長（委員長）  
津田 敏隆 理事  
山下 智志 統計数理研究所副所長  
[機構外委員] 溝内 健介 清水法律事務所 弁護士  
石塚 達郎 公認会計士

#### (2) 調査内容

##### ① 調査期間

令和元年5月17日～令和元年11月8日

##### ② 調査対象者

- ア 当該教員  
イ 国立極地研究所の教員、研究員

##### ③ 調査対象経費

公的研究費（機構が扱う全ての研究資金）

ア 当該教員が関与した全ての経費（平成24年4月1日～平成31年3月31日）

※文書保存年限内の7年間を対象とする。なお、本機構採用前に当該教員に支出された経費を含む。

イ 国立極地研究所の教員、研究員が執行した航空機使用に係る旅費（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

##### ④ 調査方法

アー① 当該教員へのヒアリング

- ② 航空券を購入した際の領収書と航空券の搭乗券等の確認
- ③ 出張の事実確認
  - ・銀行口座の入出金明細とクレジットカード利用明細書との突合
  - ・出張先へ照会 等
- ④ 講演依頼等による先方負担による旅費の二重払いの有無の確認
- ⑤ 全ての支出に関する会計伝票と証憑書類を精査及び納品の事実確認

イー① 航空券の領収書と搭乗券に記載された「運賃種別」、「チケットナンバーやリファレンスナンバー」等の突合

- ② 各航空会社への搭乗及び旅行代理店への事実確認

### 3 調査結果

#### (1) 不正の種別

- ① 旅費の水増し請求及びカラ出張
- ② 学会参加費の水増し請求
- ③ 通信費の架空請求

#### (2) 不正に関与した研究者

情報・システム研究機構 国立極地研究所 助教 田邊 優貴子

#### (3) 不正が行われた経費

自己収入、寄附金、文部科学省環境技術等研究開発推進事業費補助金、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業

#### (4) 不正の具体的な内容

##### ① 動機、背景

当該教員は、不正を行った動機、背景については、「フレキシブルにかつ必要な際にすぐに使える費用を確保しておきたかったため、野外調査前や野外訪問先においての調査用具・実験用具の調達、他の出張、書籍の購入に使用する目的であった。」と釈明したが、確認作業時に提出された資料を確認したところ上記目的に使用されたことは確認できなかった。

また、これらの不正については、「他の誰かから教わったものではなく、自らの考えによるものである。」と説明した。

なお、当該教員は事実確認作業の途中で体調不良となったため、調査結果を踏まえた聴取は行うことができず、動機、背景の解明には至らなかった。

##### ② 手法

PDF の編集ソフトと Web 上で発行される領収書のダウンロードフォームを利用して、領収書金額欄を改ざん、及び虚偽の請求を行い、差額分を不正に受給した。

###### ア 旅費の水増し請求及びカラ出張

[国内旅費]

- ・ 航空賃及び宿泊に係る証憑書類（領収書、搭乗証明書又は復命書）の偽造等による水増し請求  
特典航空券使用時の領収証の偽造、割引運賃航空券の領収書の偽造、搭乗証明書の偽造、復命書の虚偽報告
- ・ 復命書の虚偽報告によるカラ出張

[外国旅費]

- ・ 航空賃に係る証憑書類（領収書、e チケットレシート又はクレジットカード利用明細書）の偽造による水増し請求

###### イ 学会参加費の水増し請求

- ・ 学会参加費に係る証憑書類（クレジットカード利用明細書等）の偽造による水増し請求

###### ウ 通信費の架空請求

- ・ 通信費に係る証憑書類（クレジットカード利用明細書及び請求書）の偽造による架空請求

##### ③ 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

国内の航空券に係る不正については、当該教員から提出された証憑書類（航空賃の領収書及び搭乗券等）を精査した上で事実確認作業を行い、当該教員は証憑書類の偽造による水増し請求を認めた。

その後判明した外国の航空券等に係る不正について、当該教員は調査中に提出を求めた資料を偽造して調査を妨害し遅延させたこと、体調不良になったこともあり、事実確認作業は困難に陥った。

提出された銀行口座の入出金明細及びクレジットカード会社が発行した正規のものとして当該教員から提出のあったクレジットカード利用明細書の確認、出張先への照会等を実施することにより、国内の航空券に係る不正を含め、合計 43 件：1,324,120 円（旅費の水増し請求 27 件：1,164,812 円、カラ出張 9 件：72,825 円、学会参加費の水増し請求 4 件：64,562 円、通信費の架空請求 3 件：21,921 円）の不正使用があったものと判断した。

また、当該教員は、不正に受給していた金銭と給与等生活費を同じ預金口座で管理しており、当該口座から支出されたものについては、その財源が不正に受領したものによるものなのか、私費によるものか判別できない状況であった。預金口座を確認したが、不正に支出された競争的資金等を使用した事実及びその用途を確認することはできず、私的流用があると結論付けることはできなかった。

なお、当該教員が執行した学会参加費及び通信費（不正認定額を除く）、物品関係、役務関係、謝金関係並びに当該教員以外の国立極地研究所の教員、研究員が執行した平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の航空機使用に係る旅費について調査した結果、不正は無かった。

#### 4 機構が公表時までに行った措置の内容

情報・システム研究機構公的研究費の取扱いに関する規程第 23 条に基づき、当該教員に係る競争的資金の使用停止を命じた。

#### 5 再発防止策

##### (1) 公的研究費を含む公的資金に関する教職員の理解と遵守意識の強化

公的資金の性質を理解し、適切に活用するためのルールの理解と遵守意識の強化を図るために、本事案を毎年度、研修の教材として繰り返し取り上げ、実効性のある研修等を継続的に行う。

##### (2) 事務職員への研修

本事案で得られたノウハウ（教職員から提出される書類の確認方法）を事務職員で共有し、今後の業務に生かすための研修を行う。

##### (3) 公的資金を適切に執行するための管理体制の整備・強化

###### ① 旅費支給事務における航空機使用の搭乗券等の確認の強化

【平成 31 年 4 月から実施済】

各航空会社による航空機を使用した際の領収書の「運賃」欄に記載されている「運賃種別」と、搭乗券や搭乗案内に記載されている「運賃種別コード」を複数名で突合することにより、航空賃の確認を行う。

###### ② 監査の強化

内部監査における抽出率を拡充する。また、事実確認のため用務先へ旅費支給の有無や出張の事実について定期的に確認し、関連業者（旅行代理店等）からの聴取も行き、教職員に対して牽制となる監査を実施する。

##### (4) 出張報告の明確化

今年度中に、出張終了時に提出する復命書の記載内容について面会者、面会者の連絡先、同行者、同行者の連絡先、宿泊先の所在地及び電話番号を新たに設け、記載を義務付ける。

#### 6 当該教員への処分

情報・システム研究機構の規程に基づき、令和元年12月25日に、当該教員を懲戒解雇処分とした。